平成27年度大学等卒業予定者等の採用について

平成27年２月25日（水）
各省庁人事担当課長会議申合せ

１　採用事務

平成27年度大学等卒業予定者等の採用については、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）及び大学、短期大学及び高等専門学校による「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（平成25年9月27日就職問題懇談会）の趣旨を尊重しつつ、以下のとおり実施する。

（１）採用に関する情報提供

採用に関する情報提供は、採用機会の均等を考慮してインターネット等を通じ、早期かつ的確に行う。

（２）広報活動

業務説明会等の広報活動は、平成27年３月１日から開始する。

（３）選考活動

面接等の選考活動は、３（１）及び７（１）に定める訪問開始日から開始する。

（４）採用内定

正式採用内定は、10月１日以降に行う。

（５）学事日程の尊重と公平公正な採用活動

大学等の学事日程を尊重するとともに、地方在住者等が不利にならないよう配慮し、大学等卒業予定者の自由な就職活動を妨げるような拘束は、一切行わないものとする。

２　採用選考の基本方針

採用に当たっては、採用昇任等基本方針（平成26年6月24日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、基本的・専門的な能力に加えて、幅広い視野を有し、時代の変化に柔軟に対応し得る多様な人材の採用に努める。

また、採用に関する以下の政府方針に十分留意しつつ、公務員を取り巻く厳しい環境の下で、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保する観点から、国民全体の奉仕者としての、また、政府の一員としての自覚を有し、行政の公正な執行と総合的かつ効率的な運営を支える有為な人材の採用に努める。

（１）女性の採用促進

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）等に基づき、引き続き、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で30％以上とすることとし、これを確実に達成することとする。

（２）多様な人材の確保

多様な人材を確保するため、引き続き、特定の試験区分等に偏ることなく、多様な大学等の出身者から採用するよう努める。

３　平成27年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）受験者の官庁訪問

平成27年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）（以下「総合職春試験」という。）受験者の官庁訪問については、特に地方在住受験者の地理的・経済的条件に最大限配慮し、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用内定事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする。

（１）官庁訪問の開始は、８月５日（水）（以下３において「訪問開始

日」という。）午前８時30分以降とする。

（２）各省庁は、訪問開始日午前８時30分までの間は、面接等の選考活動は一切行わないこととする。

特に、民間企業の選考活動が始まる８月１日（土）から訪問開始日午前８時30分までの間は、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接はもとより官庁訪問に係る予約の受付等も行わないことを徹底する。

（３）第一次試験合格発表日である６月９日（火）から訪問開始日午前８時30分までの間の受験者に対する業務説明等の広報活動については、以下のとおりとする。

①　業務説明会

受験者の参加を求める形式で実施する広報活動については、以下の業務説明会を除き、行わないこととする。

なお、業務説明会における受験者との質疑応答等に当たっては、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

ア　人事院が主催する官庁合同業務説明会

イ　以下の日に各省庁が実施する業務説明会

６月10日（水）、15日（月）、20日（土）、25日（木）

７月21日（火）、24日（金）、28日（火）、30日（木）

②　業務説明会以外の広報活動

①の業務説明会以外の広報活動については、各省庁のホームページ、メーリングリスト、ＳＮＳ（フェイスブック、ツイッター等）等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは妨げないものとする。

その際、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

③　電話、メール等による連絡

①及び②の広報活動に付随して、受験者から省庁側に対して、個別に電話、メール等による問合せがあった場合に、これに応答することは妨げないものとする。

その際、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

（４）内々定の解禁は、８月18日（火）午後５時以降とする。

各省庁は、８月18日（火）午後５時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

なお、８月18日（火）午後５時は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（８月19日（水）以降を含む。）になる場合もあり得る。

（５）各省庁においては、受験者に対し、

① 訪問開始日（８月５日（水））から８月12日（水）までの間は、受験者が訪問した同一省庁に同訪問日の翌日・翌々日は訪問しないこと

② ８月13日（木）に受験者が訪問した同一省庁には、翌８月14日（金）は訪問しないこと

を指導するとともに、これに従わない受験者には、当該省庁の職員は会わないこととする（別紙参照）。

（６）各省庁は、訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日（８月８日（土）、９日（日）、15日（土）及び16日（日））は、受験者とは電話、メールを含めいかなる接触も行わない。

（７）（５）及び（６）の制限を遵守した上で、

① ８月11日（火）又は12日（水）に訪問した者が８月13日（木）に当該省庁に訪問すること

② ８月14日（金）に訪問した者が８月17日（月）に当該省庁に訪問すること

③ ８月17日（月）に訪問した者が８月18日（火）に当該省庁に訪問すること

は妨げないものとする。

（８）各省庁は、地方受験者、民間企業志望者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

（９）各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として官庁合同業務説明会を主催することを人事院に対して要請することとする。

また、各省庁は、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説

明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力を行うものとする。

(10) 上記（１）から（９）までについては、総合職春試験のほか、平成25年度及び平成26年度総合職試験（院卒者試験）（法務区分等を含む。）及び同試験（大卒程度試験）（教養区分等を含む。）受験者が官庁訪問を行う場合にも、年度途中に採用する場合を除き、適用することとする。

４　平成27年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）受験者の官庁訪問

平成27年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）（以下「法務区分」という。）受験者の官庁訪問については、以下のとおり取り扱うこととする。

（１）官庁訪問の開始は、10月19日（月）（以下４において「訪問開始日」という。）の午前９時以降とする。

（２）各省庁は、第一次試験実施日である９月27日（日）から訪問開始日午前９時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為は一切行わないこととする。
　特に、訪問開始日前の10月16日（金）から10月18日（日）までの間は、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接はもとより19日（月）から始まる官庁訪問に係る予約の受付等も行わないことを徹底する。

（３）内定の解禁は、10月22日（木）午前９時以降とする。
　各省庁は、10月22日（木）午前９時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

（４）上記（１）から（３）までについては、原則として平成27年度総合職試験（院卒者試験）（法務区分）から採用されることを希望している受験者に対してのみ、適用することとする。

５　平成27年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分）受験者の官庁訪問

平成27年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分）（以下「教養区分」という。）受験者の平成28年４月採用に向けた官庁訪問については、以下のとおり取り扱うこととする。

（１）官庁訪問の開始は、12月14日（月）（以下５において「訪問開始日」という。）の午前９時以降とする。

（２）各省庁は、第一次試験実施日である９月27日（日）から訪問開始日午前９時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為は一切行わないこととする。
　特に、訪問開始日前の12月11日（金）から12月13日（日）までの間は、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接はもとより14日（月）から始まる官庁訪問に係る予約の受付等も行わないことを徹底する。

（３）内定の解禁は、12月18日（金）午前９時以降とする。
　各省庁は、12月18日（金）午前９時までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

（４）上記（１）から（３）までについては、原則として平成27年度総合職試験（大卒程度試験）（教養区分）から採用されることを希望している受験者に対してのみ、適用することとする。

６　総合職春試験、法務区分及び教養区分に共通の事項

（１）官庁訪問期間中の各日の訪問開始時刻は午前９時以降とする。
　なお、総合職春試験については、訪問開始日（８月５日（水））から８月７日（金）までの間は、訪問者数や受付等に要する時間を考慮し、午前８時30分以降とする。

（２）各省庁は、訪問した受験者への対応においては、できる限り待ち時間を縮減するよう努力するとともに、地方受験者に不利にならな

いよう、十分配慮することとする。
　また、民間企業の面接等の予定がある受験者を過度に拘束することのないよう配慮する。

（３）各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対して以下の措置をとるよう要請するとともに、各省庁のホームページにも採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。
①　上記３（１）から（８）まで、４、５並びに６（１）及び（２）の内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、受験者への周知徹底を図ること。
②　第二次試験実施日に、受験者に対し上記３（１）から（８）まで、４、５並びに６（１）及び（２）を周知すること。
③　上記３（１）から（８）まで、４、５並びに６（１）及び（２）に違反する行為に関する情報があった場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対しその是正を求めるとともに、各省庁にその事実を通知すること。
④　③における事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断される場合には、その時点から人事院のホームページに当該違反省庁名を公表することとすること。

（４）上記（１）から（３）までについては、平成27年度総合職試験のほか、平成25年度及び平成26年度総合職試験（院卒者試験）及び同試験（大卒程度試験）受験者が官庁訪問を行う場合にも、年度途中に採用する場合を除き、適用することとする。

（５）平成29年４月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる平成28年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱い（以下「平成28年度申合せ」という。）に従うものとし、各省庁は、平成28年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、受験者に対し、平成29年４月採用に関する内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととする。

７　平成27年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）受験者の官庁訪問

平成27年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）（以下「一般職試験」という。）受験者の官庁訪問については、可能な限り受験者の訪問機会の平等化を図るとともに、採用事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保等を図るため、以下のとおり取り扱うこととする。

（１）官庁訪問の開始は、８月20日（木）（以下「一般職訪問開始日」という。）の午前９時以降とする。

（２）各省庁は、一般職訪問開始日の午前９時までは、面接等の選考活動は一切行わないこととする。

一般職訪問開始日前に、一般職採用者の業務の内容等について一般職試験受験者が求める情報を提供することを目的とする業務説明会を行おうとする場合には、他の国家公務員等の採用試験の日程等も考慮してその日時を定めるとともに、民間企業が選考活動を開始する８月１日（土）から総合職の訪問開始日の前日である８月４日（火）までの間は、一切行わないものとする。

なお、当該業務説明会については、総合職試験を併願している一般職試験受験者が参加することも差し支えないものとするが、各省庁においては３の（２）、（３）、（５）及び（６）の定めの趣旨に従い、これら一般職試験受験者との接触の機会を総合職試験受験者との接触等に利用することは厳に行わないことを徹底する。

各省庁は、当該業務説明会に参加しなかった受験者について、そのことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。

各省庁は、受験者に対する業務説明会を行おうとする場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、実施等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

なお、業務説明会における受験者との質疑応答等や受験者からの電話、メール等による問合せへの対応に当たっては、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

（３）各省庁は、８月18日（火）の14時から、電話等の方法により、一般職訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、採用予定のあ

る機関ごとに、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

（４）官庁訪問開始後の各日における訪問開始時刻は午前９時以降とする。

各省庁は、訪問した受験者への対応においては、受験者が他の官署を効率的に訪問することができるよう、できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組むとともに、遠隔地から訪問する受験者に不利にならないよう十分配慮することとする。

（５）各省庁は、受験者が採用に関する情報を容易に知ることができるよう、受験者への情報提供に十分配慮するものとする。

各省庁は、（２）及び（３）に定めるもののほか、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、業務説明会、官庁訪問等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。

（６）各省庁は、志望省庁の選択のための情報提供を目的として官庁合同業務説明会を主催することを人事院に対して要請することとするとともに、人事院に対し、ホームページで各省庁の業務説明会の開催予定等をまとめて周知できるよう、情報の提供、人事院のホームページとのリンクの作成等必要な協力を行うものとする。

（７）地域官署への採用については、この申合せの範囲内において、当該地域の採用活動の実情に応じて、当該地域に所在する一般職採用官署の申合せにより、別の定めをすることができる。

（８）各省庁は、採用に当たり上記措置を担保するため、人事院に対し以下の措置をとるよう要請するとともに、採用予定のある各機関のホームページに、採用に関する情報提供と併せ本申合せを掲載することとする。

① 上記（１）から（７）までの内容について、ホームページへの掲載その他の方法により、受験者への周知徹底を図ること。

② 一般職試験の第一次試験実施日に、受験者に対し、上記（１）から（７）までを周知すること。

③　上記（１）から（７）までに違反する行為があった場合、至急、事実関係の調査を行い、必要に応じて当該省庁に対してその是正を求めるとともに、各省庁にその事実を通知すること。

平成27年度総合職試験（春試験）官庁訪問に関するスケジュール

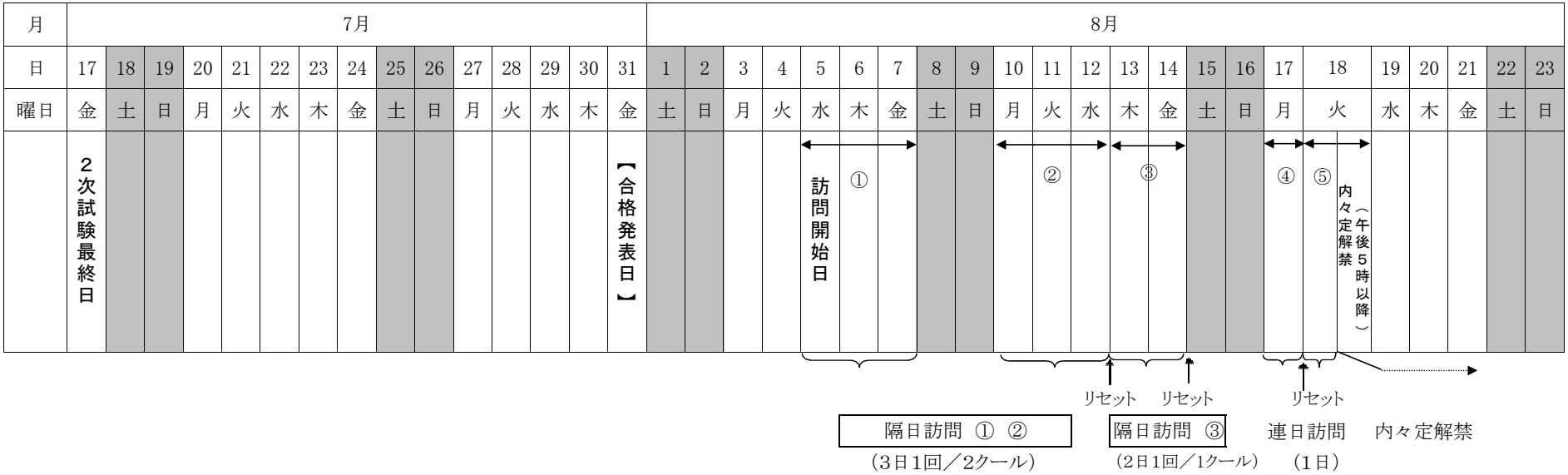

（注1）８月１日（土）から訪問開始日午前8時30分までの間は、受験生に対し、業務説明や面接はもとより官庁訪問に係る予約の受付等も行わない。

（注2）地方受験者、民間企業志望者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしない。

（注3）訪問開始日以降も、土曜日及び日曜日は、受験者とは電話、メールを含めいかなる接触も行わない。

（注4）８月11日（火）又は12日（水）に訪問した者が8月13日（木）に当該省庁を訪問すること、８月14日（金）に訪問した者が8月17日（月）に当該省庁を訪問すること、８月17日（月）に訪問した者が8月18日（火）に当該省庁を訪問することは差し支えない。

（注5）８月18日（火）午後5時は内々定の解禁時刻であり、実際に内々定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（8月19日（水）以降を含む。）になる場合もあり得る。

平成27年度総合職試験（院卒者試験）（法務区分）官庁訪問スケジュール

月	9月		10月						
日	27	・・・	16	17	18	**19**	20	21	22
曜日	日		金	土	日	**月**	火	水	木
	第一次試験日		最終合格発表日			**訪問開始日**			内定解禁（午前９時以降）

接触禁止期間
（※第１次試験日から開始）

（注） 訪問開始日前の10月16日（金）から18日（日）までの間も接触禁止期間中であり、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接はもとより、19日（月）から始まる官庁訪問の予約の受付等も行わない。

平成27年度総合職試験（大卒程度試験）（教養区分）官庁訪問スケジュール

月	9月		12月							
日	27	・・・	11	12	13	**14**	15	16	17	18
曜日	日		金	土	日	**月**	火	水	木	金
	第一次試験日		最終合格発表日			**訪問開始日**				内定解禁（午前９時以降）

接触禁止期間
（※第１次試験日から開始）

（注１） 訪問開始日前の12月11日（金）から13日（日）までの間も接触禁止期間中であり、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接はもとより、14日（月）から始まる官庁訪問の予約の受付等も行わない。

（注２） 平成29年４月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる平成28年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱いに従うものとする。